

かし担保責任に関する保証書

（保証）

第 1 条 （以下「保証人」という。）は京都府（以下「府」という。）と （以下「事業者」という。）が平成 年 月 日付で締結した P F I による京都府府営住宅常団地整備等事業契約書（以下「原契約」という。）第 5 3 条に基づいて事業者が府に対して負うかし担保責任（以下「主債務」という。）について、これを連帯して保証する。なお、本保証契約において使用する用語については原契約における定義に従うものとする。

（通知）

第 2 条 工期の変更、延長、工事の中止その他の原契約の内容（主債務の内容を含む。）に変更が生じた場合には、府は遅滞なく保証人に変更内容を通知するものとする。主債務の内容に変更が生じたときは、これに従って保証債務の内容も当然に変更されるものとする。

（保証債務履行の請求）

第 3 条 府は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対し、保証債務履行請求書を提出するものとする。保証人は、主債務が金銭の支払を内容とする債務である場合、上記請求書を受領した日から 30 日以内に当該請求に係る債務の履行を完了し、それ以外の場合は、上記請求書を受領した日から 30 日以内に当該請求に係る債務の履行を開始し又は終了するものとする。

（代位等）

第 4 条 保証人は、府の承認を得た場合を除き、事業契約に基づく事業者の債務がすべて履行されるまで代位によって取得した権利を行使しない。

（保証契約の解約・終了）

第 5 条 保証人は本保証契約を解約することができない。原契約等に従い第三者に原契約が承継されたときは、府が本保証契約を終了させることができるものとする。

（管轄）

第 6 条 本保証契約に関する紛争については、京都地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする

(準拠法)

第7条 本保証契約は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈する。

平成 年 月 日

京都府知事

様

保証人： 住 所
名 称
代表者の氏名

印